議第２６号

西山コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の制定について

本市西山コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市西山コミュニティセンター設置及び管理に関する条例

（目的及び設置）

第１条　本市は、地域住民相互の融和及び連帯感並びに市民意識の高揚を図り、かつ、地域住民の教養の向上及び生活文化等の振興に寄与するとともに多目的の集会、学習及びレクリエーション活動等の利用に供するため、柏崎市西山コミュニティセンター及び分館（以下「センター等」という。）を設置するものとする。

（名称及び設置場所）

第２条　センター等の名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

（利用時間）

第３条　センター等の利用時間は、午前９時から午後１０時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

（休館日）

第４条　センター等の休館日は、１２月２９日から翌年１月３日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

（使用の許可等）

第５条　センター等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センター等の使用の許可又は変更の許可（以下「許可」という。）をしないものとする。

⑴　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

⑵　センター等の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、センター等の管理上支障があると認められるとき。

（使用の制限）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

⑴　許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

⑵　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

⑶　使用者が不正の手段によって許可を受けたとき。

⑷　災害その他の事故により、センター等を使用することができなくなったとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、センター等の管理上特に必要と認められるとき。

２　市長は、前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第５号に該当する場合は、この限りでない。

（目的外使用等の禁止）

第７条　使用者は、許可を受けた目的以外にセンター等を使用し、又

は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用者等の遵守事項）

第８条　使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　所定の場所以外の施設に立ち入らないこと。

⑵　許可無く火気等を使用しないこと。

⑶　他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（原状回復）

第９条　使用者は、センター等の使用を終了したときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第１０条　故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正）

２　新潟県柏崎市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和５１年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

石地コミュニティセンター	柏崎市西山町石地１１６７番地
別山コミュニティセンター	柏崎市西山町別山１５８９番地１
中川コミュニティセンター	柏崎市西山町下山田２５番地
大田コミュニティセンター	柏崎市西山町浜忠１５０番地２

」

を削る。

（公民館条例の一部改正）

３　新潟県柏崎市公民館条例（昭和５０年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

〃　　石地分館	〃西山町石地１１６７番地
〃　　別山分館	〃西山町別山１５８９番地１
〃　　中川分館	〃西山町下山田２５番地
〃　　大田分館	〃西山町浜忠１５０番地２

」を

「

〃　　西山分館	〃西山町池浦８７７番地

」

に改める。

別表

西山コミュニティセンター	柏崎市西山町池浦８７７番地
西山コミュニティセンター体育館	柏崎市西山町下山田２５番地
西山コミュニティセンター石地分館	柏崎市西山町石地１１６７番地
西山コミュニティセンター別山分館	柏崎市西山町別山１５８９番地１

参考資料

新潟県柏崎市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和５１年３月３１日条例第１６号）

改正後	改正前
別表	**別表**

改正後

名称	設置場所
（略）	
南部コミュニティセンター	柏崎市西山町北野1314番地
（略）	

改正前

名称	設置場所
（略）	
南部コミュニティセンター	柏崎市西山町北野1314番地
石地コミュニティセンター	柏崎市西山町石地1167番地
別山コミュニティセンター	柏崎市西山町別山1589番地１
中川コミュニティセンター	柏崎市西山町下山田25番地
大田コミュニティセンター	柏崎市西山町浜忠150番地２
（略）	

新潟県柏崎市公民館条例（昭和５０年３月２７日条例第１６号）

改正後

別表第２（第２条関係）

名称	設置場所
(略)	
〃　南部分館	〃　西山町北野1314番地
〃　西山分館	〃　西山町池浦　877番地
(略)	

改正前

別表第２（第２条関係）

名称	設置場所
(略)	
〃　南部分館	〃　西山町北野1314番地
〃　石地分館	〃　西山町石地1167番地
〃　別山分館	〃　西山町別山1589番地１
〃　中川分館	〃　西山町下山田25番地
〃　大田分館	〃　西山町浜忠　150番地２
(略)	